

# 日本スポーツ歯科医学会認定マウスガードテクニカルインストラクターの指定に関する内規

## 1. 目的

本内規は、日本スポーツ歯科医学会（JASD）が定める認定医制度規則および施行細則に基づいて実施する認定医養成事業の趣旨に賛同し、事業推進に貢献寄与する人材、JASD認定マウスガード（MG）テクニカルインストラクターの指定に関する事項を定めるものである。

## 2. JASD認定MGテクニカルインストラクター

JASD認定MGテクニカルインストラクターとは、スポーツ歯科医学の学識を有し、MG技工に関する指導能力を有する人材を指す。JASD認定MGテクニカルインストラクターは、MG講習会およびMG研修施設等において、MG技工に関する実習指導に携わることができる。ただしJASD認定MGテクニカルインストラクターが単独で実施するMG講習会は JASD認定医制度施行細則第2条に定める学会MG講習会として認めない。

## 3. 新規申請

JASD認定MGテクニカルインストラクターの審査を受けようとする者は、次の各号の全てを満たすものを対象とする。

- 1) 日本国歯科医師あるいは日本国歯科技工士の免許を有すること。
- 2) JASD正会員、もしくは準会員の資格を有すること。
- 3) MG講習会等における実習指導の経験を有すること。
- 4) 学会学術大会の研修歴を1回以上有すること。
- 5) 学会認定研修会の研修歴を1回以上、または、学会SDHセミナーの研修歴を2回以上有すること。
- 6) 評議員（理事）、JASD認定医、もしくはJASD認定MGテクニカルインストラクターからの推薦状（任意書式）を有すること。但し、MG講習会実施責任者（団体）からの推薦状をもって申請することも可とする。

## 4. 選定方法

- 1) 選考は認定委員会がJASD認定MGテクニカルインストラクター選考委員会として担当し、認定委員会委員長が同選考委員会委員長を務める。
- 2) 選考委員会はJASD認定MGテクニカルインストラクターを選考し、理事長に推薦する。
- 3) JASD認定MGテクニカルインストラクターは理事会の議を経て決定する。
- 4) 選考料および登録料として、それぞれ1万円および3万円を必要とする。

## 5. 更新

JASD認定MGテクニカルインストラクターの更新を希望する者は、更新審査料2万円を添えて、申し込むものとする。なお、第3項の1)～3)に加えて、次の各号の全てを満たすものを対象とする。

- 1) 学会学術大会と学会認定研修会の研修歴を計3回以上有すること。なお、学会SDHセミナーについては2回の受講で学会認定研修会の1回分相当とする。
- 2) 但し、学会学術大会と学会認定研修会の研修歴が少なくとも各々1回以上は含まれていること。

## 6. 有効期間

JASD認定MGテクニカルインストラクターの有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。

## 7. その他

- 1) 認定証の記載事項の変更を希望する場合、手数料1万円を添えて申し込むものとする。

## 8. 内規の変更

- 1) 本内規の変更は、選考委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

## 9. 経過措置

- 1) 平成23年4月1日から5年間につき、第5項における更新要件は第3項における新規申請要件と同一のものとする。

### 【付記】

- 1) 本内規は、平成18年7月15日より施行する。
- 2) 本内規は、平成19年12月3日から一部改正する。
- 3) 本内規は、平成23年5月17日から一部改正する。
- 4) 本内規は、平成25年6月28日から一部改正し、平成26年4月1日から適用する。
- 5) 本内規は、平成25年12月2日から一部改正し、平成26年4月1日から適用する。
- 6) 本内規は、平成26年5月9日から一部改正する。
- 7) 本内規は、平成27年12月8日から一部改正する。